

損害保険を取り巻く環境と最新トレンドを押さえよう

本稿では、今年10月からの損害保険の改定の内容を整理するとともに、火災保険や自動車保険などの最新トレンドについても解説していく。

平野FP事務所 CFP® 平野敦之



損

害保険を取り巻く環境が収支の悪化等を背景にして大きく変わりつつある。自動車保険は損保各社が毎年のように個別に保険料率改定を行っており、2014年には地震保険の改定があった。2015年10月からは火災保

險を中心に保険料率や制度の改定が実施され、自動車保険なども各商品ごとに細かな改定が行われている。以下では、損害保険の最新の改定内容・トレンドを踏まえつつ、損害保険を見直していく際のポイントもみていく。

1 火災保険・地震保険

保険料が上がる改定がある一方で各社で新たな割引制度の導入が進む

2015年10月の損害保険改定の中心となるのが火災保険の改定。保険料率改定はもちろんのこと、火災保険の制度についても変更された点がある。改定の内容は主に次の3点。

保険会社によって多少異なるが、それぞれ改定内容を確認していく。

物件の立地・構造などで料率の上げ幅は異なる

- ① 保険料率改定
- ② 保険期間10年超の契約の販売中止
- ③ 築浅物件の割引の新設や拡大および各社ごとの商品改定

① 保険料率改定
保険料率が変わること自体は珍しくないが、今回はかなり大きく変わってきている。もともと損害保険料率算出機構が20

14年7月に住宅総合保険の参考料率を全国平均3・5%引き上げたことを受けての改定であった。

改定の背景は2つあり、ひとつは自然災害や水漏れ損害の保険金支払いの増加である。もうひとつは地球温暖化による自然災害の将来予測に不確実性が増しているとの研究成果が発表されたことだ。

自然災害の多発は比較的容易にイメージできるだろうが、水漏れ損害（老朽化等で水道管に生じた事故など）が増えていることも頭に入れておきたい。今回の改定では、構造別では特にマンションなど住宅物件のM構造は保険料が上昇傾向にある。

保険料について間違えないようにはしておきたいのは、保険料率がどのくらい上がる（または下がる）のかは、個別の契約条件によってかなりバラつきがあることだ。物件の所在地、構造、用途（住宅物件・一般物件）、

保険目的（建物・家財）、その他の契約条件によって、保険料の改定動向はかなり違いが出てくるものと捉えておきたい。

半損が2区分になるなど損害区分が細分化される

住まいの保険については火災保険だけでなく、地震保険も関係してくる。

2014年7月に地震保険料率等が改定されているが（全国

図表1 地震保険の損害区分の細分化（改定後）の届出内容

現行（3区分）		現行（3区分）	
全損	100%	全損	100%
半損	50%	大半損	60%
一部損	5%	小半損	30%
		一部損	5%

率等が改定されているが（全国平均+15・5%）、早くも次の地震保険の改定の方向性が出てきている。それだけに、地震保険にも加入している人は火災保険と地震保険両方の改定動向を押さえておく必要がある。2015年9月30日、損害保険料率算出機構が地震保険基準料率の変更に關する届出を行った（2017年1月に改定予定）。届出の主な内容は次の3点。

- ・ 保険料率改定（全国平均で+5・1%）
- ・ 損害区分の細分化（半損を2区分にして全部で4区分とする）
- ・ 等区分の内訳の変更

保険料率については、3段階に分けて料率の引上げを行う（3段階通算で全国平均+19%）。この改定以降、順次保険料率改定が続く予定である。損害区分の細分化は、以前よりいわれた半損と一部損の保険金の支払いに10倍の開きがあったことから、これを改定して現行の3

区分から4区分に変わる（図表1）。等区分については3区分のままだが、例えば2等地だった都道府県が1等地や3等地に変わったところもある。保険料については、引下げになるケースもあるものの、全体としてはアップするケースが多い。その場合には、住まいの保険（火災保険・地震保険）の見直しを行う次のタイミングはこの改定前になるだろう。

① 保険期間が最長10年になり保険料負担がアップする

② 保険期間10年超の契約の販売中止

火災保険の制度改定として影響が大きいのは、10年超の長期保険期間の引受け停止だ。最近では、以前のように住宅購入時に質権設定付きの火災保険の加入が必須というのは少なくなってきた。しかし、住宅ローンの期間に合わせて火災保険に加入（最長36年）することで、保